

# こくみん共済 coop 交通共済

(交通災害共済(F型))

[共済期間]  
2025年8月1日  
～2026年7月31日  
掛金の控除:2025年8月から  
給与控除となります。  
※自動更新されます

契約引受団体:全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)

※当制度説明書文中では、当会と表記します。

## ■ 特長

被共済者が共済期間中に生じた交通事故によって死亡、障がい、入院、通院をした場合に保障する1年更新の共済商品です(満期金はありません)。

- 1.年齢や健康状態にかかわらず加入できます。
- 2.家計にやさしいお手ごろな掛金です。(月々295円または177円)
- 3.海外での交通事故も保障します。

## ■ 被共済者になることができる方

パナソニックグループの従業員本人・配偶者、生計を一にする子ども・親族

- ※ご家族のみの加入(従業員は加入せず)も可能です。
- ※配偶者には、内縁関係にある方等を含みます。詳しくは後記・契約概要「3.被共済者になることができる方」をご確認ください。
- ※「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人と収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。

## ■ 保障範囲

右記のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき*	自転車	電車	航空機	船舶
	自動車	エスカレーター	駅改札内	リフト
道路通行中に右記の不慮の事故で被害にあったとき	火災	破裂・爆発	建造物・工作物の倒壊・落下	がけ崩れ・土砂崩れ

※工業施設構内に用いられる工業施設の一部をなす運搬具を除きます。

## ■ 保障内容と掛金

月払掛金 (一人あたり)		保障内容			
		死亡共済金※1	障害共済金※2	入院共済金※3	通院共済金※4
		死亡	身体障がい (身体障害等級の 1級～14級)	連続5日以上 の入院 (5日目から 最高180日分)	通院 (1日目から 最高90日分)
5型	295円	500万円	500万円～20万円	日額 7,500円	日額 3,750円
3型	177円	300万円	300万円～12万円	日額 4,500円	日額 2,250円

- ※1 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。
- ※2 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。
- ※3 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間中に連続して5日以上入院した場合、下記の計算により入院共済金をお支払いします。事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

$$\text{入院共済金} = \text{入院共済金額(日額)} \times [\text{入院日数(184日限度)} - \text{免責4日}^*]$$

\*免責4日分については、通院共済金をお支払いします。

- ※4 被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間中に通院した場合、下記の計算により通院共済金をお支払いします。事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

$$\text{通院共済金} = \text{通院共済金額(日額)} \times \text{通院日数(90日限度)}$$

## ■ 注意事項

- 被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故については、死亡から通院まですべての共済金についてお支払いの対象となりません。
- 共済金の請求には公的証明が必要です。事故に遭われた場合には、必ず所轄の警察もしくは当該交通機関にお届けください。交通事故証明書等公的証明書がとれない場合は、所属の労働組合にお問い合わせください。なお、診断書・各種証明書等取得費用は共済金受取人の方のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

## ご契約のしくみ

### ■ 契約当事者について

- (1) 共済契約者  
共済契約者(以下、「契約者」といいます)とは、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方です。
- (2) 共済契約代表者  
契約者は所属する団体の代表者を共済契約代表者(以下、「代表者」といいます)として、契約の申し込み、解約、共済金(見舞金等を含みます。以下同じです)の請求、異議の申し立て等の契約に関する一切の事務を代表者に委任いただき、その代表者を通じて手続きをしていただきます。代表者は、当会との間で「協定書」を締結し、その団体を通じて加入する場合の共済制度、加入限度額、付帯する特約、発効日、共済期間、掛金額等の契約に関する事項を定めます。

### ■ 通知の方法

ご契約に関する重要な事項または事柄は、代表者へ通知します。代表者への通知の発送をもって、当会からの通知が届いたものとさせていただきます(書類によっては申込書に記載されている住所に通知します。なお、引越などで、契約者の住所が変更された届け出がないときは、すでに届けられている住所への通知の発送をもって、当会の通知が届いたものとさせていただきます)。

## こくみん共済 coop 交通共済

### ご契約のてびき (契約概要・注意喚起情報)

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特に確認していただきたい重要事項をご説明するものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」)ならびにこれらにかかる条項を除きます。・細則によって定めます。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、所属の労働組合を通じてこくみん共済 coop(以下「当会」といいます)までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

・交通共済(事業規約名:交通災害共済)の事業規約・細則は当会のホームページよりご参照ください。

<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>

■ 当会では、ご契約者の皆さまへ「契約上の大切な事柄を分かりやすくご説明する資料」として、「ご契約のしおり」を作成しております。「ご契約のしおり」は、当会ホームページに掲載しておりますので、パソコンやスマートフォン等から、いつでも簡単に閲覧いただけます。

#### 「ご契約のしおり」検索方法

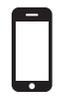
パソコンから



こくみん共済 coop ホームページ  
サイト内検索(画面の右上)

しおり  で 検索

スマートフォン・  
タブレットから



・必要なときに、いつでも閲覧が可能です(「ご契約のしおり」データは保存・印刷することも可能です)。

・「共済商品名」「保障開始年月」で該当の「ご契約のしおり」を検索できます。

共 済 商 品 名: セット共済(交通災害共済)

保障開始年月: 2025年8月(2025年8月1日までは直近の年月で検索ください)

ライフデザインBook、制度説明書および本ご契約のてびきにおいて事業規約・細則・パナソニックグループ労働組合連合会と締結している協定書に定める用語を以下のとおり表記している場合があります。

■ 共済掛金: 掛金    ■ 共済契約者: 契約者・本人    ■ (共済)契約の更新、契約の更新: 更新  
■ 共済契約申込書: 申込書    ■ 質問事項(質問表): 告知事項

## 契 約 概 要

「契約概要」は、ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

### 1. 契約の引受団体および共済商品名称と該当する事業規約・細則について

(1) 契約の引受団体 全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)

(2) 共済商品名(事業規約・細則) 交通共済(F型)(交通災害共済)

### 2. 契約の方法

団体と当会で定めた協定書に従い募集を行い、契約を締結します。

詳しくは所属の労働組合にお問い合わせください。

### 3. 被共済者になることができる方

契約の発効日または更新日において、次のいずれかに該当する方

- (1) 契約者(組合員)  
パナソニックグループの従業員本人

## (2) 契約者の配偶者

※配偶者には、内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」\*)といたします。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。

\*「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。

また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。

## (3) (2)以外の契約者と生計を一にする親族

## 4.掛金と初回掛金の払込方法について

掛金については、前記「保障内容と掛金」をご確認ください。

掛金の払込方法については、給与控除となります。

## 5.共済期間と契約の更新について

共済期間は2025年8月1日より1年です。

同じ内容で引き続き加入する場合は、自動更新となりお手続きは不要です。ただし、更新日において被共済者となる方が当会の定める被共済者の範囲外である場合は更新できません。

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります。後記「注意喚起情報」6.規約および細則の変更について」をご確認ください。

## 6.交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関(自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じです)との衝突、接触等による事故
- (2) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突、接触、火災、爆発等による事故
- (3) 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
- (4) 乗客(入場客を含みます)として、改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします)における被共済者の不慮の事故
- (5) 道路(道路交通法第2条第1項第1号から第7号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする)を通行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
  - ① 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
  - ② 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
  - ③ 火災または破裂・爆発

※運行中には「駐車中」は含みません。

## 7.交通機関の範囲について

この共済における交通機関の範囲は次のとおりです。

- (1) 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(ロープウェーを含みます)、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
- (2) 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトローリーバス等の車両(道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第2条(定義)第1項第8号から第12号までに規定するもの)。ただし、次のものは含みます。
  - ① 身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
  - ② 道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第3条(道路の種類)に定める道路(市町村道以上の道路)を運行中の原動機付耕運機
- (3) 航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第2条(定義)第1項に規定する航空機
- (4) 船舶職員および小型船舶操縦者法(昭和26年4月16日法律第149号)第2条(定義)第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

## 8.共済金をお支払いする場合

〈死亡共済金〉

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。

〈障害共済金〉

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。

〈入院共済金〉

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に連続して5日以上入院した場合、次の計算により入院共済金をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

$$\text{入院共済金} = \text{入院共済金額(日額)} \times [\text{入院日数(184日限度)} - \text{免責4日} *]$$

\*免責4日分については、通院共済金をお支払いします。

〈通院共済金〉

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に通院した場合、次の計算により通院共済金をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

$$\text{通院共済金} = \text{通院共済金額(日額)} \times \text{通院日数(90日限度)}$$

(注)ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合のご注意

被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合には、すべての共済金がお支払いの対象となりません。

## 9.共済金を減額する場合

被共済者が交通事故により傷害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

## 10.共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

## 11.共済金受取人について

(1) 共済金受取人は契約者です。

(2) (1)にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。なお、②から⑤の中では、記載の順序になります。

① 契約者の配偶者

② 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)

③ 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

④ ②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

⑤ ③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) (2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

- (4) 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、(2)の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を(2)以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
- (5) (4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新(以下「更新」といいます。)されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
- (6) 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
- (7) (4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位または順序によります。

## 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特に注意していただきたい事項を記載しています。

### 1.クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を当会にお申し出ください。詳しくは所属団体を通じて、当会までお問い合わせください。

### 2.加入申込書(申込書)および質問表の記入について

- (1) 申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問事項)について正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約申込者(契約者)自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
- (2) 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または契約申込者(契約者)に通知します。
- (3) 契約申込者(契約者)が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

### 3.契約の成立と効力の発生について

当会が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。効力の発生は、団体との協定書に定める日からとなります。中途加入等の場合は、契約の成立日以降の翌月1日午前零時からとなります。なお、共済契約の申込承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

### 4.2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

掛金の払込期日は毎月の発効日当日の属する月の末日です。払込期日の翌日から1ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

### 5.共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

### 6.規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合

には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

### 7.脱退(解約)と返戻金について

契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を所属する団体を通じて提出してください。解約の効力は、解約の日または書面が当会に到着した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から生じます。なお、脱退(解約)による返戻金はありません。また、ご退職に伴い、当会の共済商品ですべて解約し当会の組合員を脱退される際は、別途出資金の返戻請求手続きを行ってください。

### 8.共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

- (1) 契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被共済者の犯罪行為によるとき
- (3) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (4) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (5) 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき
- (6) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- (7) 原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの
- (8) 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの(交付を受けられない場合は所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください)
- (9) 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
- (10) 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの(ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます)
- (11) 被共済者が試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます)、訓練(自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます)、競技・興行(練習を含みます)のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
- (12) 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
  - ① 荷役作業(土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます)
  - ② 当会の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃の作業
- (13) 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- (14) 被共済者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
- (15) 被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故によるとき
- (16) 契約が解除されたとき

### 9.契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 被共済者が発効日に、すでに死亡していたとき
  - (2) 被共済者が、発効日または更新日に前記・契約概要「3.被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
  - (3) 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
  - (4) 契約申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
  - (5) 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。  
※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

### 10.共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結を

した場合には、その契約は無効となり、契約当初からの払込掛金はお返しできません。また、すでに共済金および返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

## 11. 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際に詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

## 12. 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力\*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められるとき  
\*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人）を含みます。以下同じです。暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。  
\*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- (4) 他の共済・保険契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5) 前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6) 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。

※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

## 13. 被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

## 14. 契約の消滅について

被共済者が死亡したとき

## 15. 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属の労働組合を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む）
- (2) 契約者の住所を変更したとき
- (3) 被共済者について、交通事故による傷害を被った場合
- (4) 他の交通災害共済や交通災害保険に加入したとき
- (5) 被共済者が前記契約概要「3. 被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

## お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のためにご契約者の所属労働組合、事業本部、当会と共同で利用させていただきます。

組合員・お客さまの個人情報については、上記に記載の目的以外には使用いたしません。

共同で利用する事項は【共同利用事項】のとおりです。

また、組合員・お客さまの個人情報の管理については、管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

なお、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

### 【共同利用事項】

共同利用する保有個人データは次の項目です。

- ① 会社等の事業場コード、事業場名、社員番号、ポストナンバー、支部コード、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、従業員区分
- ② 加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容）
- ③ 年末調整手続事項（年間払込金額・割戻金額・申告金額）
- ④ パナソニックグループ労働組合連合会経由の共済金支払手続事項（支払通知書・契約者情報・被共済者情報、共済事由、共済金額）

### ■所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

### ■医療機関等について

共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

### ■再共済（再保険）について

再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

### ■保有個人データ（共済契約等）の共同利用について

共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁／支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社／損害保険会社等との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただくことがあります。

## 事務手続きについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済coopは、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

## 問い合わせ先

### 1. 制度内容・福祉一斉募集の手続きに関するお問い合わせ

2025年5月14日(水)～5月28日(水)

パナソニック共済会、所属の労働組合または最寄りのこくみん共済coop

### 2. 上記期間外またはその他のお問い合わせ

所属の労働組合または

こくみん共済coop 大阪推進本部 事業推進部

電話：06-6647-7700 / 受付時間：平日9:00～17:00

## 苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

### 1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

### 2. 裁定・仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

## 組合員について

### 1. 組合員の資格

- (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

### 2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

### 3. 自由脱退

- (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

### 4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失
- (2)死亡
- (3)除名

### 5. 除名

- (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
  - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
  - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

## ご契約者の皆さまへ

当会は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは、各都道府県の当会にお問い合わせください)。

## ご契約にあたって

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

共済のお申し込みにあたっては下記内容に同意いただいたうえでお手続きください。

上段に記載の貴生協の趣旨に賛同し、加入します。  
貴会が取り扱う「交通共済」(事業規約名:交通災害共済)の事業規約・細則が契約内容となること、および、『制度説明書』に記載の「ご契約のてびき」を了承し、加入を申し込みます。  
申込書と質問表の記載事項は事実であることを被共済者とともに誓約し、記載事項に明らかな誤りがあるときは貴会が訂正しても異議ありません。  
本契約に関する個人情報共済契約管理や共済金の支払い等の業務、各種商品・サービス等の案内、所属する労働組合・共済会等への提供、また、マイナンバーは支払調書作成の事務に利用されることを被共済者とともに同意します。  
支払査定時照会制度について、詳細を「ご契約のてびき」で確認し、被共済者とともに内容を了解しました。

契約引受団体:全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)について

「こくみん共済 coop」は、1957年9月に誕生した営利を目的としない保障(共済商品)の「生協」です。たすけあいの輪を広げ、「豊かで安心できる社会づくり」に取り組んでいます。

こくみん共済 NEWS

詳しくはホームページへ

こくみん共済 coop 検索

防災・減災活動

環境保全活動

子どもの健全育成活動

<https://www.zenrosai.coop>

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 COOP

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資をお願いしています)。

大阪推進本部(全大阪労働者共済生活協同組合)

7624C004